

都内社会福祉法人の監事の状況（令和6年4月1日時点）

- 社会福祉法人現況報告書の「4.当該会計年度の初日における監事の状況」から、「(2)監事の現員」及び「(3-5)監事要件の区分別該当状況」を集計しました。
- 監事は、2名以上を置く必要があり、①社会福祉事業について識見を有する者と②財務管理について識見を有する者が各1名以上含まれている必要があります。また、財務管理に関する識見を有する監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいとされています。
- 都内1,054法人のうち、1,008法人（96%）の法人が監事を2名置いています。
- 都内1,054法人のうち、578法人（55%）が公認会計士又は税理士を監事として登用しています。

n=1,054

		法人数	設置人数 平均値	1名	2名	3名	4名	公認会計士又は税理士を 監事として登用している法人
全法人		1,054	2.0	8	1,008	38	0	578 (55%)
事業 区 分 別	保育のみ経営	386	2.0	5	372	9	0	159 (41%)
	障害のみ経営	195	2.0	1	189	5	0	108 (55%)
	介護のみ経営	148	2.0	0	144	4	0	103 (70%)
	複数事業を経営	214	2.0	1	205	8	0	133 (62%)
	その他	111	2.1	1	98	12	0	75 (68%)
収 益 規 模 別	5億未満	538	2.0	6	521	11	0	247 (46%)
	5億以上10億未満	246	2.0	1	235	10	0	158 (64%)
	10億以上20億未満	142	2.0	1	135	6	0	83 (58%)
	20億以上30億未満	60	2.0	0	58	2	0	40 (67%)
	30億以上	68	2.1	0	59	9	0	50 (74%)

(注) 厚生労働大臣所轄法人及び調査時点で現況報告書未提出の法人を除く。